

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、結論において妥当である。

### 第 2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和 3 年 11 月 18 日、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」（以下「本件請求文書」という。）ほか 4 件の公文書についての開示請求が行われた。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書として「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書は条例第 7 条第 7 号に定める不開示情報に該当することを理由として、令和 3 年 11 月 25 日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。また、ほか 4 件の請求については、公文書を特定した上で条例第 11 条第 1 項により開示決定又は公文書が存在しないことを理由として、同条第 2 項の規定により公文書不存在による不開示決定の処分を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により令和 3 年 12 月 2 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和 4 年 3 月 4 日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第 3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」における「全試験別の最終合格者の年齢幅」の部分開示を求める。

実施機関は開示しない理由を「学校管理職選考及び教員候補者選考の適切な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとしているが、これは理由として成り立たない。

#### 2 審査請求の理由（要旨）

当該請求内容は、管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅であり、教員選考

試験とは一切関係がなく、その遂行に支障を及ぼす可能性はない。

学校管理職選考については、平成 30 年度沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅は、現在もホームページで公開されており、このことは、学校管理職選考の適切な遂行に支障を及ぼしていない。これ以前の平成 29 年度～平成 17 年度沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅も同様に公開されている。

14 年間公開してきた、現在もなお公開しているデータについて、平成 31 年度分以降について公開しないことに正当な理由はない。

#### 第 4 実施機関の弁明の内容（要旨）

本件公文書は、選考試験判定会議資料であり、沖縄県公立学校管理職候補者選考試験（以下「管理職候補者選考試験」という。）の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした本件処分は妥当である。

#### 第 5 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

##### 1 本件請求の対象について

実施機関は、公文書不開示決定通知書において、「教育長が特定した公文書の件名」を「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」と記載し、本件処分を行っている。

しかしながら審査会において、実施機関が特定した公文書として当該実施機関から提出された文書を確認したところ、当該文書は、「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験第 2 次合否判定資料」のみであった。審査会は実施機関に対し、開示請求書に記載された「開示請求に係る公文書の名称」は、「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」であることから、当該会議に関する資料は他にも存在するのではないか確認した。

実施機関の説明によると、管理職候補者選考試験の判定会議は第 1 次合否判定、第 2 次合否判定の 2 回実施しており、審査会に提出した資料以外に会議資料があるということであった。

しかし、審査請求人が開示請求した際、実施機関において審査請求人に請求内容を確認したところ、審査請求人が請求している公文書は「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅が分かる資料」であることが判明したため、最終合格者の年齢幅が分かる公文書として、会議資料の一部のみを特定したということであった。

審査請求人が令和 3 年 11 月 18 日付けで提出した公文書開示請求書には、「令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」と記載されていることから、文面上、開示請求の対象は、当該判定会議資料全てであると読むことができる。しかしながら、審査請求人は審査請求書において、「審査請求の趣旨」を「『令和 3 年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料』における『全試験別の最終合格者の年齢幅』の部分開示を求める」とし、ま

た、「審査請求の理由」を「当該請求内容は管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅であり、」と記載していることから、開示請求の目的は「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅が分かる資料」の開示であったことが推測される。

これを踏まえると、実施機関が、開示請求時に審査請求人に確認した上で本件請求の対象は「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅が分かる資料」であるとし、判定会議資料の一部である「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験第2次合否判定資料」を特定したことには、合理性が認められる。

よって、審査会においては、本件請求の対象が「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅が分かる資料」であるとして、「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」のうち、実施機関が特定した「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験第2次合否判定資料」（以下、「本件特定文書」という。）の開示不開示の可否について判断する。

## 2 本件特定文書の不開示理由妥当性について

実施機関は、本件特定文書が、管理職候補者選考試験の合否判定に関わる資料であり、これを公にすると、管理職候補者選考試験の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第7号に該当することを根拠に不開示としている。

また、審査会から実施機関に、不開示の根拠は同条第7号のどの条文に該当するか確認したところ、同号のア及びエに該当するとの説明であった。

### (1) 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示情報に該当する旨規定している。また、例示として同号アでは、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、同号エでは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

### (2) 条例第7条第7号該当性について

実施機関の説明によると、本件特定文書を公にすると、具体的な選考方法や方針、評価項目が明らかになり、評価者の特定に繋がることにより、評価者が適切な判定を行うことが難しくなる等、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第7条第7号アに該当するということであった。また、同様に、評価者が適切な判定を行うことが難しくなることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、同号エに該当するということであった。

審査会において、本件特定文書を確認したところ、当該文書には、管理職候補者選考試験の受験者の氏名や性別、年齢、所属のほか、試験の項目ごとの配点、合否、順位等が記載されている。一般の職員採用試験等とは異なり、管理職候補者選考試験のような内部試験に関する文書は、通常、公開されることが予定されているものではないと考えられる。また、これらの情報を公にすることにより、試験に係る事務に関し「正確な事実の把握を困難にするおそれ」があり、さらに、人事管理に係る事務に関し「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当し、実施機関が主張する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第7号ア及びエに該当するものと認められる。

また、審査請求人は「令和3年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅」の開示を求めていることから、審査会において、条例第8条に基づく部分開示の可否について検討する。審査会から実施機関に対し、年齢幅が分かる部分のみの開示の可否について確認したところ、合格者の最高年齢及び最低年齢の部分のみを開示した場合、受験者が少ない校種では個人の識別に繋がったり、合否の順位等が明らかになったりする等の支障が生じるとのことであった。審査会において本件特定文書を確認したところ、実施機関の説明は妥当であり、本件特定文書について、部分開示の余地はないと認められる。

よって、本件特定文書について、公にすることにより管理職候補者選考試験に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に全部不開示とした実施機関の判断に不合理な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(付言)

開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であることにより、開示請求書に形式上の不備がある場合についての条例第6条第2項に規定する開示請求書の補正の趣旨は、実施機関が開示請求者に適切な参考情報を提供すること等により、公文書の特定を援助し、開示請求書の補正又は不備の是正をすることで、開示請求制度の円滑な運用の確保を図ることによって、開示請求者の権利が十分に尊重されるようにしたものであると考えられる。

本件においては、開示請求書の補正を行わなかったことにより開示請求の拒否が行われるなど、開示請求者に不利益が生じているものではない。しかしながら、本件において開示請求書の補正や追記を行うことなく、文書の特定を開示請求書記載の公文書の一部に限定したことは、開示請求の手続が書面主義であり、開示請求書により文書を特定し、開示することが当該制度の趣旨であることから妥当ではなく、開示請求者に改めて補正を求めることや、実施機関において開示請求者に確認した内容を開示請求書に付記する等により明示すべきであった。

実施機関においては、今後、開示請求制度が書面主義である旨を十分に考慮して適正な手続を行うよう要望する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和6年1月31日まで
儀部 和歌子	弁護士	※令和5年1月8日まで
柴田 優人	沖縄国際大学講師	※令和6年2月1日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月20日以降)
中村 政也	弁護士	※令和5年1月9日以降
新見 研吾	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月19日まで) 会長 (令和6年2月20日以降)
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年3月7日	諮問書受理
令和4年12月22日	審議（第340回）
令和5年1月25日	審議（第341回）
令和5年4月19日	審議（第343回）
令和5年5月24日	審議（第344回）
令和5年6月28日	審議（第345回）
令和5年10月27日	審議（第349回）
令和5年12月22日	審議（第351回）
令和6年1月22日	審議（第352回）
令和6年2月20日	審議（第353回）
令和6年3月26日	審議（第354回）
令和6年4月24日	審議（第355回）